

保護者の皆様へ

阿賀町立保育園

## 新型コロナウイルス感染症の場合の登園について

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

この間は、ほかの人に感染させるおそれがあるため、登園することはできません。

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

・本届は、保護者が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。

・ただし、診察時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

**療養解除届(新型コロナウイルス感染症用)** ※保護者が記入してください。

保育園名

クラス

園児氏名

新型コロナウイルス感染症により療養期間をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので令和 年 月 日より登園いたします。

診察を受けた医療機関

発症日: 月 日

解熱日: 月 日

登園日: 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名